

旧乃木邸管理業務仕様書

1 業務名 旧乃木邸の管理業務

2 業務内容

- (1) 旧乃木邸門扉を指定の日時に門扉の開閉を行う。
- (2) 旧乃木邸の管理を行う。
- (3) 公園の清掃（簡易な除草等含む）及び塵芥等の収集をする。なお、繁忙期には落葉・花見等による作業量増加を考慮し、必要な要員の配置をする。

3 一般的事項

- (1) 作業実施に伴う関係諸官公署及びその他関係機関への届け出等が必要な場合は、指定管理者の費用と責任において行うこと。
- (2) 旧乃木邸の管理及び清掃時間帯において、公園利用者等に迷惑がかからないよう十分注意しながら清掃を行うこと。
- (3) 作業員に指定管理者の定める制服等を着用させ、名札をつけて清掃作業に従事させること。
- (4) 旧乃木邸及び公園施設の火災を発見した場合は、消防署（119番）に通報するとともに、速やかに区へ報告すること（火災の痕跡を含む）。
- (5) 拾得物は最寄りの警察署又は交番に届け出るとともに、状況及び措置内容を速やかに区へ報告すること。また、危険物を発見した場合は警察署（110番）に通報するとともに、状況及び措置内容を速やかに区へ報告すること。

4 作業の方法

- (1) 旧乃木邸門扉を指定の日時に門扉の開閉を行う。
 - ①午前9時に開錠をし、午後4時に施錠をすること。
 - ②閉門に際しては、施設内に利用者がいないことを確認し、利用者がある場合は閉門時間となっていることを告げ、速やかに退園することを促し、退園したことを確認のうえ施錠すること。
 - ③開錠及び施錠時に、施設等に異常を確認した場合は、速やかに指定管理者が対応すること。
- (2) 旧乃木邸の管理を行う。
 - ①植込み地内に伸びた雑草は、除草すること。
 - ②防火バケツの水は、蚊の発生を防ぐため週1回は取替えること。
 - ③適宜、旧乃木邸内の低木及び防塵の散水並びに畑の散水すること。
 - ④手押しポンプを定期的に作動させること。

- ⑤公園の清掃及び以上の作業以外は、旧乃木邸の管理室内に常駐していること。
- ⑥来園者の質疑に応答する方法は、区と協議すること。
- (3) 人力による掃き掃除・除草を行い、空きビン・空きカン・ペットボトル、ごみ等の分別・収集をすること。
- (4) 園内の犬猫の糞等を拾い除去すること。
- (5) 植込み地内等の空きビン・空きカン・ペットボトル、ごみ等を拾い除去すること。
- (6) 公園等の樹木に起因する周辺道路上の落葉も清掃すること。
- (7) 園灯等の貼り紙（広告等）は剥がすこと。ただし、トラブルを招きかねない貼り紙（ペットのお尋ね等）は剥がすことはせずに、区に報告すること。

5 塵芥等の処理

- (1) 塵芥等は、可燃物・不燃物、空きビン・空きカン・ペットボトル、落葉に分別し、適切に処分すること。

6 作業日程

- (1) 通常期（181日間）は、6月1日から6月13日、7月1日から9月4日、9月12日から10月13日、1月9日から3月18日とする。
- (2) 繁忙期（181日間）は、4月1日から5月31日、6月14日から6月30日、9月5日から9月11日、10月14日から1月8日、3月19日から3月31日とする。

- 7 作業時間 作業時間は、午前9時から午後4時とする。

8 乃木邸の遺品の防駆除業務

- (1) 次の遺品の運搬及びガス燻蒸消毒を行う。また、以下の遺品は赤坂地区総合支所内に保管をしている。
 - ① 展示ケース 180 cm×90 cm×13 cm（木製、アクリル製蓋）
陸軍大将正服 一式
 - ② 展示ケース 180 cm×90 cm×13 cm（木製、アクリル製蓋）
陸軍軍服 一式
 - ③ 展示ケース 180 cm×90 cm×13 cm（木製、アクリル製蓋）
小桂喪服 一式
 - ④ 遺品収納箱 91 cm×46 cm×48 cm（木製）
自刀の室展示遺品 一式
 - ⑤ 遺品収納箱 91 cm×46 cm×48 cm（木製）
乃木さんの居室展示遺品 一式
 - ⑥ 遺品収納箱 91 cm×46 cm×48 cm（木製）
夫人居室展示遺品 一式

⑦ 遺品収納箱 91 cm×46 cm×48 cm (木製)

大応接室+3F展示遺品 一式

(2) 業務内容

(1) の遺品を損傷させないように梱包して、防駆除が可能な施設に運搬し、ガス燻蒸消毒にて殺虫・殺カビをする。防駆除は4日間にわたり監視及び濃度測定を行い、安全確認の後に遺品を梱包して履行場所に運搬する。

ア 使用薬剤 酸化エチレン

イ 性状

- ① 成分及び組成 有効成分 酸化エチレン 15wt % (29vol%)
その他 HFC134a 85wt % (71vol%)
- ② 平均分子量 85.2
- ③ 比重 3.0 (空気=1)
- ④ 沸点 10.5℃ (酸化エチレン) -26.2 (HFC134a)
- ⑤ 臭気 特徴のあるエーテル臭
- ⑥ 燃焼範囲 7~23% (249~817g/m³)
- ⑦ 容器内圧力 0.33MPa (20℃)
- ⑧ 許容濃度 3.4 (AEL:デユポン社の暫定値により算出)
E0:1ppm 134a:1.000ppm (AEL)

ウ 標準投薬量

防除対象	気温 (℃)	燻蒸時間 (hr)	標準投薬量 (g/m ³)
殺虫の場合	20~30	24	100~150
殺虫・殺カビの場合	25~30	24	200
殺虫・殺カビの場合	20~25	48	200

(3) 業務を行う上での注意点

- ア 指定管理者の責務において、区民・支所施設利用者に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- イ 指定管理者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- ウ 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は指定管理者の責任において適切に行うこと。
- エ 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定管理期間満了後等においても同様とする。
- オ 業務処理上、第三者に損害等を与えた場合は、指定管理者の責任において対応すること。
- カ 遺品を運搬する際は、保管場所から運搬車両への移送及び車両の運転には細心の注意を払い、事故等を起こさぬように注意すること。

(4) 作業方法

ア 投薬

- ① 気化器を用いて酸化エチレンを完全に気化させ、少量ずつ投入する。
- ② 投薬中は常に気化器の温水の温度に注意し、温水が 60℃以下に

なった場合、投薬を一度停止し、温水の上昇を待って再度投薬を開始する。

- ③ 漏洩量や材質への吸着を考慮し、燻蒸中の濃度は1~1.5%に維持するよう必要に応じて追加投薬を行う。

イ 濃度測定

- ① 投薬直後は随時測定する。濃度が安定した後は、2~4時間間隔で実施する。状況により、随時対応する。
- ② 測定は酸化エチレン濃度測定器及び北側式検知器を用いて実施する。

(5) 効果の確認

- ア 効果判定は、文化財燻蒸効果判定法（文化財虫害研究所の燻蒸仕様書）に準じ、供試虫はコクゾウムシ、又は、コクヌストモドキを用いる。

供試菌は黒コウジカビをペーパーディスクに付着させたものを使用する。燻蒸空間内に2個以上を配置する。

- イ 供試虫の容器は内径1mm、長さ約6cmの中空ガラス管を栓の中心部に取り付けた容器を用いる。

- ウ 効果判定は区の立会いのもと成虫の死滅を確認する。

なお、効果の判定は必要に応じて第三者機関に依頼し、判定書を提出する。これに掛かる費用は指定管理者の負担とする。

(6) 報告書の提出

- ア 作業終了後、結果について作業報告書を作成し、速やかに提出する。

- イ 完了報告書は次の内容を記載する。

- ① 実施機関
- ② 作業工程
- ③ 酸化エチレン使用量
- ④ 濃度測定表
- ⑤ 効果判定結果
- ⑥ 作業写真（A4版写真帳に整理する）

(7) 安全対策

- ア 作業上の注意事項

- ① 作業は、(財)文化財虫害研究所の燻蒸作業主任者の能力検定に合格した管理責任者のもと、特定化学物質等作業主任者及び毒物劇物取扱責任者の資格を有するものを加えて行う。
- ② 製品安全データシートを熟知し、文化財燻蒸の危害防止処置規定に準じて、安全対策を十分講じた上で実施する。
- ③ 安全保護具（労働衛生保護具）は作業従事者が各自専用のもを使用する。
- ④ ガスマスクの吸収缶は使用時間、使用回数に注意する。
- ⑤ 安全保護具（労働衛生保護具）は所定の場所（なるべく身近な）配置し、直ちに装着できるようにして置く。容器は直射日光に当たらないようにし、常に40℃以下に保つ。
- ⑥ 容器は必ず立てて使用する。使用しない時は、横に寝かせ菌止をする。
- ⑦ 使用する場所は十分に換気する。酸化エチレンのガス濃度1ppmを超える場所への立ち入りを原則として禁止する。

- ⑧ 投薬に先立ち、「燻蒸中につき、立入禁止」を表示した注意書を扉や周囲の見やすい場所に必ず掲示し、関係者以外立ち入らないように警告する。
- ⑨ 作業中は周囲での喫煙、飲食は厳禁し、ガスを吸入しないように注意する。

イ 取扱上の注意

- ① ガス容器(液化高圧ガス)は、使用時以外は必ずバルブを閉め、キャップを取り付ける。
- ② 投薬中は、一時的に可燃域(249~817 g/m³)があるため、着火要因となるものは除去あるいは遮断する。
- ③ ガス投入時は冷却されたガスが発生しないよう気化器の水温に十分留意する。

9 その他

- ア 作業の実施にあたり疑義が生じた場合は、協議し決定することとする。
- イ 作業に先立ち、燻蒸対象物に異常が発見された場合は、直ちに区に報告し指示に従うこと。